

○佐賀県警察の公印に関する訓令

平成26年12月19日

本部訓令第29号

改正 平成28年2月22日本部訓令第5号

平成29年3月17日本部訓令第6号

令和4年3月23日警察本部訓令第10号

令和5年10月24日警察本部訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、佐賀県警察における公印の種類、作成、登録その他公印の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類及び規格並びに公印を備え付ける所属（警察本部の課、所、隊及び警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(総務課長の責務)

第3条 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、佐賀県警察における公印に関する事務を総括する。

(公印管理責任者)

第4条 公印を備え付ける所属における公印管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、別表のとおりとする。

2 管理責任者は、所属における公印の管理に関する事務を処理するものとする。

(公印取扱責任者)

第5条 公印を備え付ける所属に公印取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、所属の次席、副所長、副隊長及び副校長並びに副署長をもって充てる。

2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、公印の保管、使用その他の公印に関する事務を処理するものとする。

3 取扱責任者が不在のときは、管理責任者があらかじめ指定した者がその任務を行うものとする。

(公印の保管)

第6条 公印は、保管場所以外に持ち出してはならない。

2 取扱責任者は、公印を使用しないときは、公印を施錠設備を有する容器に収めて、これを施錠設備を有する保管庫に保管しなければならない。

(公印の作成)

第7条 管理責任者は、公印を作成（公印を新調し、又は改刻することをいう。以下同じ。）しようとするときは、公印作成承認申請書（別記様式第1号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

(公印の登録)

第8条 管理責任者は、公印を作成したときは、速やかに公印登録申請書（別記様式第2号）により、総務課長に公印の登録を申請しなければならない。この場合、公印登録申請書には、公印登録簿（別記様式第3号）を添付しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請の内容を確認し、公印を登録した上で、公印登録済書（別記様式第4号）を当該管理責任者に送付するものとする。
- 3 登録した公印は、公印登録済書に記載された使用開始日から使用することができるものとする。

(公印の使用)

第9条 公印は、公文書以外に使用してはならない。

- 2 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公印として使用してはならない。
- 3 公印の使用を必要とするときは、押印すべき文書に、決裁文書その他の証拠書類を添えて取扱責任者の承認を受けなければならない。
- 4 取扱責任者は、公印の使用を承認するに当たっては、次の事項を確認しなければならない。
 - (1) 決裁区分による決裁の有無
 - (2) 原議書と浄書文書との相違の有無
 - (3) その他公印の使用について必要な事項

(公印の省略)

第10条 部内に発する文書については、次に掲げる文書を除き、公印を省略することができる。

- (1) 公印の押印が要件となっているもの
 - (2) 文書が真正なものであることを明らかにする必要があるもの
 - (3) その他特に押印する必要があると認められるもの
- 2 部外に発する文書については、公印を押印するものとする。ただし、次に掲げる文書は、省略することができる。
- (1) 軽易な文書であって、当該文書に係る事務を所管する所属の長が押印の必要がない

と認めるもの

- (2) 公印を省略することについて、関係機関の同意又は承認を得たもの
(職務代行の場合の公印の使用)

第11条 本部長、部長又は所属の長（以下この条において「本部長等」という。）に事故があるとき又は本部長等が欠けたときに、本部長等の職務を代行する者が使用する公印は、当該本部長等の公印とする。

(公印の印影印刷)

第12条 押印する必要がある公文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において、事務処理上特に必要があり、かつ、管理責任者が支障がないと認めるときは、当該文書に公印の印影を印刷して押印に代えることができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認申請書（別記様式第5号）により、総務課長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により公印の印影を印刷した文書は、管理責任者が指定する当該事務の担当者が管理に当たり、その使用状況を明らかにしておかなければならない。

(公印の事前押印)

第13条 文書の交付日時、交付場所その他の事情によりあらかじめ公印の押印を要する文書については、第9条第3項の規定にかかわらず、当該文書に事前に押印することができる。

- 2 前項の規定により事前に押印しようとするときは、別に定める場合を除き、公印事前押印承認申請書（別記様式第6号）により、次の各号の区分により、当該各号に定める者の承認を受けなければならない。

(1) 本部及び本部長の公印 総務課長

(2) 部、部長、所属及び所属の長の公印 当該公印の管理責任者

- 3 第1項の規定により事前に公印を使用した文書は、管理責任者が指定する当該事務の担当者が管理に当たり、その使用状況を明らかにしておかなければならない。

(電子公印)

第14条 管理責任者は、電子計算機を使用して文書を作成する場合において、当該電子計算機又は電磁的記録媒体（電磁的方法により情報を記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用する必要がある場合は、あらかじめ電子公印使用承認申請書（別記様式第7号）により総務課長の承認を得て、電子計算機を用いて電子公印を文書に出力し、公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定による電子公印の使用に当たっては、印影の改ざん、複製、盗用その他の不

正な使用を防止するための措置を講じなければならない。

- 3 管理責任者は、電子公印を使用する必要がなくなった場合は、速やかに当該電子公印に係る印影を電子計算機及び電磁的記録媒体から復元できない方法により消去し、電子印使用廃止届（別記様式第8号）を総務課長に提出しなければならない。

（本条…追加〔令和5.10本部訓令19〕）

（公印の廃止等）

第15条 管理責任者は、公印を改刻し、又は廃止する必要があるときは、速やかに公印登録廃止申請書（別記様式第9号）により総務課長に申請しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定による申請を受けたときは、公印の登録を廃止した上で、公印登録廃止済書（別記様式第10号）を当該管理責任者に送付するものとする。

（旧14条…一部改正し繰下〔令和5.10本部訓令19〕）

（旧公印の保存及び廃棄）

第16条 管理責任者は、登録を廃止された公印（以下「旧公印」という。）を総務課長に引き継がなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けた旧公印を、登録を廃止した日から5年間保存し、保存期間を経過したものは、裁断又は焼却の方法により廃棄するとともに、公印登録簿にその状況を明らかにしておかななければならない。

（旧15条…繰下〔令和5.10本部訓令19〕）

（公印の事故報告）

第17条 管理責任者は、公印の紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

（旧16条…繰下〔令和5.10本部訓令19〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

（警察本部及び警察学校の処務に関する訓令の一部改正）

- 2 警察本部及び警察学校の処務に関する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（警察署の処務に関する訓令の一部改正）

- 3 警察署の処務に関する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第17号）の一部を次のように

改正する。

[次のよう略]

(経過措置)

- 4 この訓令の施行の際、現に、この訓令による改正前の警察本部及び警察学校の処務に関する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第16号）第44条並びに警察署の処務に関する訓令（佐賀県警察本部訓令第17号）第71条の規定により登録されている公印については、この訓令第8条の規定により登録されている公印とみなす。

附 則（平成28年本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

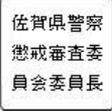
別表

本表…一部改正〔平成28.2本部訓令5、29.3本部訓令6、令和4.3本部訓令10〕

種類	規格	備え付ける所属	管理責任者
佐賀県警察本部長印		30ミリメートル平方	警務部総務課（以下「総務課」という。） 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）
		30ミリメートル平方	
		15ミリメートル平方	総務課 警務部会計課（以下「会計課」という。） 警務部会計課長 警務部会計課長（以下「会計課長」という。）

				という。)
			交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）	交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）
佐賀県警察本部之印	佐賀県警察本部之印	35ミリメートル平方	総務課	総務課長
警察本部部長印	佐賀県警察本部○部長印	28ミリメートル平方	警務部長印 警務部警務課	警務部警務課長
			生活安全部長印 生活安全部生活安全企画課	生活安全部生活安全企画課長
			刑事部長印 刑事部刑事企画課	刑事部刑事企画課長
			交通部長印 交通部交通企画課	交通部交通企画課長
			警備部長印 警備部警備第一課	警備部警備第一課長
警察本部課長印	佐賀県警察本部○○部○○課長印	24ミリメートル平方	警察本部各課	警察本部各課長
	○本部佐賀県警察 ○課長○部 印	15ミリメートル平方		
警察本部各課之印	佐賀県警察本部○○部○○課之印	28ミリメートル平方		

科学捜査 研究所長 印	佐賀県警察 本部刑事部 科学捜査研 究 所 長 印	24ミリメー トル平方	刑事部科学捜査研究 所	刑事部科学捜査研 究所長
科学捜査 研究所之 印	佐賀県警察 本部刑事部 科学捜査研 究 所 之 印	28ミリメー トル平方		
交通機動 隊長印	佐賀県警察本 部交通部交通 機 動 隊 長 印	24ミリメー トル平方	交通部交通機動隊	交通部交通機動隊 長
交通機動 隊之印	佐賀県警察本 部交通部交通 機 動 隊 之 印	28ミリメー トル平方		
高速道路 交通警察 隊長印	佐賀県警察 本部交通部 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長 印	24ミリメー トル平方	交通部高速道路交通 警察隊	交通部高速道路交 通警察隊長
高速道路 交通警察 隊之印	佐賀県警察 本部交通部 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 之 印	28ミリメー トル平方		
機動隊長 印	佐賀県警察 本部警備部 機 動 隊 長 印	24ミリメー トル平方	警備部機動隊	警備部機動隊長
機動隊之 印	佐賀県警察 本部警備部 機 動 隊 之 印	28ミリメー トル平方		

警察学校 長印		24ミリメー トル平方	警察学校	警察学校長
		38ミリメー トル平方 24ミリメー トル平方		
警察学校 之印		28ミリメー トル平方		
		30ミリメー トル平方		
警察署長 印		24ミリメー トル平方 15ミリメー トル平方	各警察署	各警察署長
		24ミリメー トル平方		
警察署之 印		30ミリメー トル平方		
懲戒審査 委員会委 員長印		24ミリメー トル平方	警務部監察課	警務部監察課長

資金前渡 官吏佐賀 県警察本 部会計課 長之印	資金前渡官 吏佐賀県警 察本部会計 課長之印	20ミリメー トル平方	会計課	会計課長
物品管理 官佐賀県 警察本部 長之印	物品管理官 佐賀県警察 本部長之印	23ミリメー トル平方		
契約担当 官佐賀県 警察会計 担当官之 印	契約担当官 佐賀県警 察会計担 当官之印	22ミリメー トル平方		
歳入歳出 外現金出 納官吏佐 賀県警察 本部会計 課長之印	歳入歳出外現 金出納官吏佐 賀県警察本部 会計課長之印	21ミリメー トル平方		
支出官佐 賀県警察 会計担当 官之印	支出官佐賀 県警察会計 担当官之印	23ミリメー トル平方		
歳入徴収 官佐賀県 警察会計 担当官之 印	歳入徴収官佐 賀県警察会計 担当官之印	23ミリメー トル平方		

<p>有価証券 取扱主任 官佐賀県 警察本部 会計課長 之印</p>	<p>有価証券取扱 主任官佐賀 県警察本部 会計課長之印</p>	<p>21ミリメー トル平方</p>	
<p>支出負担 行為担当 官佐賀県 警察会計 担当官之 印</p>	<p>支出負担行 為担当官佐 賀県警察会 計担当官之印</p>	<p>22ミリメー トル平方</p>	
<p>債権管理 官佐賀県 警察本部長 之印</p>	<p>債権管理官 佐賀県警察 本部長之印</p>	<p>23ミリメー トル平方</p>	
<p>収入官吏 佐賀県警 察本部会 計課長之 印</p>	<p>収入官吏佐賀 県警察本部 会計課長之印</p>	<p>21ミリメー トル平方</p>	
<p>自動車整 備工場之 印</p>	<p>佐賀県警 察本部自 動車整備 工場之印</p>	<p>18ミリメー トル平方</p>	
<p>職員衛生 管理委員 長印</p>	<p>佐賀県警察 職員衛生管 理委員長印</p>	<p>24ミリメー トル平方</p>	<p>警務部厚生課 警務部厚生課長</p>

交通反則 通告官印	佐賀県 交通反則 通告官印	15ミリメート ル平方	交通指導課	交通指導課長
交通反則 通告セン ター長印	佐賀県交 通反則通 告センタ ー長印	15ミリメート ル平方		
警察署出 納員印	佐賀県○ 警察署 出納員印	21ミリメート ル平方	各警察署	各警察署長

別記様式第1号(第7条関係)

発 第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

管 理 責 任 者

公 印 作 成 承 認 申 請 書

見出しのことについて、下記のとおり申請する。

記

- 1 公印名
- 2 ひな型及び寸法
- 3 用途
- 4 作成の理由
- 5 使用開始予定日
- 6 印影(改刻の場合)

別記様式第2号(第8条関係)

発 第 号
年 月 日

警 務 部 総 務 課 長 殿

管 理 責 任 者

公 印 登 録 申 請 書

見出しのことについて、下記のとおり申請する。

記

1 公印名

2 印影

別添公印登録簿のとおり

3 その他

使用開始年月日 年 月 日

別記様式第3号(第8条関係)

公 印 登 録 簿

	
作成年月日	年 月 日
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃棄年月日	年 月 日
備 考	

別記様式第4号(第8条関係)

佐 本 総 発 第 号
年 月 日

殿

警 務 部 総 務 課 長

公 印 登 録 済 書

年 月 日付け 発第 号により申請のあった公印登録申請については、下記のとおり登録した。

記

- 1 公印登録年月日
年 月 日
- 2 使用開始年月日
年 月 日

別記様式第5号(第12条関係)

発 第 号
年 月 日

警 務 部 総 務 課 長 殿

管 理 責 任 者

公 印 印 影 印 刷 承 認 申 請 書

見出しのことについて、下記のとおり申請する。

記

- 1 印影印刷する公印の名称及び規格
- 2 印影印刷する文書の名称
- 3 印刷枚数
- 4 印影印刷を必要とする理由

別記様式第6号(第13条関係)

発 第 号
年 月 日

総務課長・管理責任者 殿

申 請 者

公 印 事 前 押 印 承 認 申 請 書

見出しのことについて、下記のとおり申請する。

記

- 1 事前押印する公印の名称及び規格
- 2 事前押印する文書の名称
- 3 押印枚数
- 4 事前押印を必要とする理由

別記様式第7号(第14条関係)

発 第 号
年 月 日

警務部総務課長 殿

管理責任者

電子公印使用承認申請書

下記のとおり電子公印を使用する必要があるので申請する。

記

- 1 電子公印を使用する文書の名称
- 2 電子公印として印影を使用する公印の名称
- 3 使用数 年間 約 通
- 4 電子公印の使用を必要とする理由
- 5 印影の改ざん、複製、盗用その他の不正利用を防止するための措置
- 6 運用開始予定年月日

別記様式第8号(第14条関係)

発 第 号
年 月 日

警 務 部 総 務 課 長 殿

管理責任者

電 子 公 印 使 用 廃 止 届

下記のとおり電子公印の使用を廃止したので届け出る。

記

- 1 電子公印の使用を廃止した文書の名称
- 2 電子公印の使用をを廃止した理由
- 3 廃止年月日

別記様式第9号(第15条関係)

発 第 号
年 月 日

警 務 部 総 務 課 長 殿

管 理 責 任 者

公 印 登 録 廃 止 申 請 書

見出しのことについて、下記のとおり申請する。

記

- 1 公印名
- 2 廃止の理由
- 3 廃止予定年月日
- 4 印影

別記様式第10号(第15条関係)

佐 本 総 発 第 号
年 月 日

殿

警 務 部 総 務 課 長

公 印 登 録 廃 止 済 書
年 月 日付け 発第 号により申請のあった公印登録廃止申請について
は、 年 月 日、公印を廃止した。

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第3号（第8条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第5号（第12条関係）

別記様式第6号（第13条関係）

別記様式第7号（第14条関係）

（本様式…追加 [令和5.10本部訓令19]）

別記様式第8号（第14条関係）

（本様式…追加 [令和5.10本部訓令19]）

別記様式第9号（第15条関係）

（旧様式7号…改正し線下 [令和5.10本部訓令19]）

別記様式第10号（第15条関係）

（旧様式8号…改正し線下 [令和5.10本部訓令19]）